

沖縄県教育委員会訓令の一部改正（沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令及び沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令）

総務課

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第4条第1項第2号及び沖縄県教育庁事務決裁規程第5条第1号の規定に基づき、統括監専決により処理したので、同規則第6条の規定により報告する。

1 訓令の概要

- (1) 沖縄県教育委員会職員服務規程 職員の服務に関し必要な事項を定めた教育委員会訓令
- (2) 沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程 教育庁等職員の人事評価に関して必要な事項を定めた教育委員会訓令

2 改正の経緯及び必要性

那覇みらい支援学校開校準備室の廃止に伴い、関係する規定を整理する必要がある。

3 改正の概要

- (1) 沖縄県教育委員会職員服務規程の規定中、那覇みらい支援学校開校準備室長を削る。
- (2) 沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の規定中、那覇みらい支援学校開校準備室長を削る。
- (3) この訓令は、令和3年10月1日から施行する。（附則）

4 公布日（公報掲載日）及び施行年月日

公布日 令和3年9月28日

施行年月日 令和3年10月1日

5 根拠法令

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2、第30条及び第31条

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令の参照条文

新旧対照表

沖縄県教育委員会職員職務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第1条の2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 課長等 組織規則第16条に規定する課長、組織規則第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長 _____ 及び学力向上推進室長並びに組織規則第18条の4に規定する副参事をいう。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第2条～第24条（略）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第1条の2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 課長等 組織規則第16条に規定する課長、組織規則第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、<u>那覇みらい支援学校開校準備室長</u>及び学力向上推進室長並びに組織規則第18条の4に規定する副参事をいう。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第2条～第24条（略）</p>

(注) 訓令の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

新旧対照表

改正案		現行																																					
<p>沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第3号）新旧対照表</p>																																							
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 人事評価は、別表第1の実施権者の欄に定める職にある者（以下「実施権者」という。）が実施するものとする。</p> <p>第4条～第31条 (略)</p> <p>別表第1（第3条関係） 1次評価者、2次評価者及び実施権者</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 人事評価は、別表第1の実施権者の欄に定める職にある者（以下「実施権者」という。）が実施するものとする。</p> <p>第4条～第31条 (略)</p> <p>別表第1（第3条関係） 1次評価者、2次評価者及び実施権者</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織区分</th> <th>被評価者</th> <th>1次評価者</th> <th>2次評価者</th> <th>実施権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">本庁</td> <td>室長等 副参事 班長級の職</td> <td>課長</td> <td>統括監</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>主査級以下の職（これに相当する職を含む。）</td> <td>班長又は室長等</td> <td>課長</td> <td>教育管理 統括監</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組織区分	被評価者	1次評価者	2次評価者	実施権者	本庁	室長等 副参事 班長級の職	課長	統括監	教育長	主査級以下の職（これに相当する職を含む。）	班長又は室長等	課長	教育管理 統括監					<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織区分</th> <th>被評価者</th> <th>1次評価者</th> <th>2次評価者</th> <th>実施権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">本庁</td> <td>室長等 副参事 班長級の職</td> <td>課長</td> <td>統括監</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>主査級以下の職（これに相当する職を含む。）</td> <td>班長又は室長等</td> <td>課長</td> <td>教育管理 統括監</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組織区分	被評価者	1次評価者	2次評価者	実施権者	本庁	室長等 副参事 班長級の職	課長	統括監	教育長	主査級以下の職（これに相当する職を含む。）	班長又は室長等	課長	教育管理 統括監				
組織区分	被評価者	1次評価者	2次評価者	実施権者																																			
本庁	室長等 副参事 班長級の職	課長	統括監	教育長																																			
	主査級以下の職（これに相当する職を含む。）	班長又は室長等	課長	教育管理 統括監																																			
組織区分	被評価者	1次評価者	2次評価者	実施権者																																			
本庁	室長等 副参事 班長級の職	課長	統括監	教育長																																			
	主査級以下の職（これに相当する職を含む。）	班長又は室長等	課長	教育管理 統括監																																			
<p>注1～注2 (略)</p> <p>注3 室長等とは、沖縄県教育庁組織規則第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長</p> <p>注4～注6 (略)</p>	<p>注1～注2 (略)</p> <p>注3 室長等とは、沖縄県教育庁組織規則第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、那覇みらい支援学校開校準備室長及び学力向上推進室長をいう。</p> <p>注4～注6 (略)</p>	<p>注1～注2 (略)</p> <p>注3 室長等とは、沖縄県教育庁組織規則第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、那覇みらい支援学校開校準備室長及び学力向上推進室長をいう。</p> <p>注4～注6 (略)</p>	<p>注1～注2 (略)</p> <p>注3 室長等とは、沖縄県教育庁組織規則第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、那覇みらい支援学校開校準備室長及び学力向上推進室長をいう。</p> <p>注4～注6 (略)</p>																																				

別表第2～別表第5 (略)

第1号様式～第6号様式 (略)

別表第2～別表第5 (略)

第1号様式～第6号様式 (略)

(注) 訓令の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

参照条文

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

第一条～第二十三条 略

（人事評価の実施）

第二十三条の二 職員の執務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。

2 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、任命権者が定める。

3 略

第二十三条の三～第二十九条の二 略

（服務の根本基準）

第三十条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

第三十一条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（以下略）